

自主防災組織防災計画例

〇〇町自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害弱者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

【編成例 - 図1】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- 防災組織及び防災計画に関すること。
- 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- 食料等を3日分確保することの重要性に関すること。
- その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- 座談会、講演会、映画会等の開催
- パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- 危険地域、区域等
- 地域の防災施設、設備
- 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- 市町村地域防災計画
- 座談会、講演会、研修会等の開催
- 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- 情報収集・伝達訓練
- 消火訓練
- 避難訓練
- 救出・救護訓練
- 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

訓練は、総合訓練にあっては年 回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、町役場の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画書

【避難計画書例 - 図 2】

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

可搬式（小型）動力ポンプの防火水そう付近への配備

消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- 町 病院
- 町 診療所
- 町 保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害弱者対策

(1) 災害弱者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害弱者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害弱者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

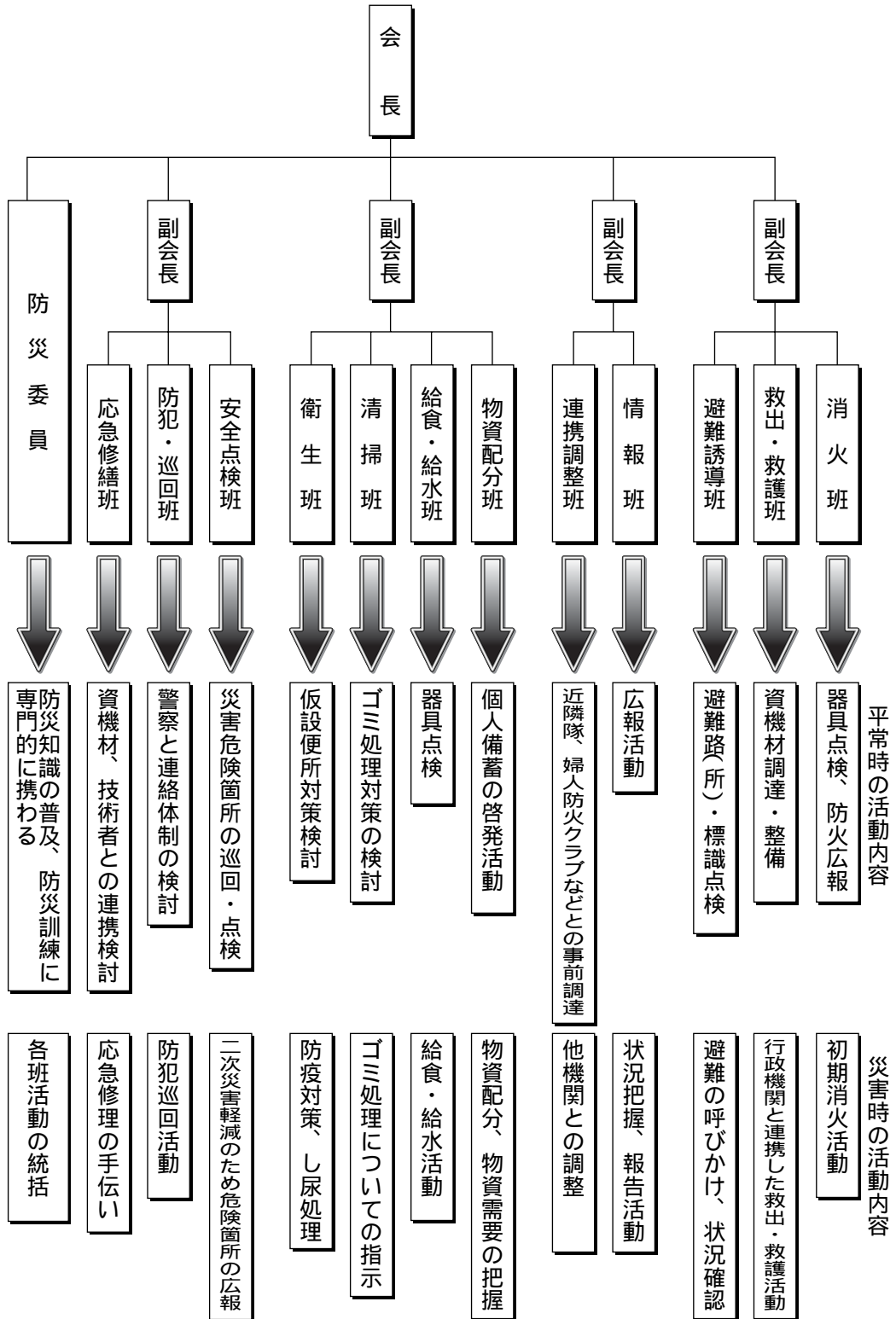
(1) 配備計画

【配備計画例 - 図3】

(2) 定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

【編成例－図1】



【防災資機材等配備計画例－図3】

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ式、防火衣・ヘルメット、とび口等
水防用	救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等
救出用	パール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ベンチ、ハンマー、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネ等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、組立式シャワー、簡易トイレ等
避難用	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛、標識版、警報器具、投光器、発電機、燃料等
給食・給水用	こんろ、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、配膳用食器等
訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器等
その他	簡易収納庫、リヤカー、ビニールシート等

訓練実施計画例

①－ 1 個別訓練（救出・救護訓練）

日 時	月 日 時から 時まで
場 所	コミュニティ防災センター
指 導 者	消防署員 名
参 加 者	自主防災会 名
目 的	防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得
訓練内容	消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。

1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

(1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。

(2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。

(3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。

(4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。

(5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は斧やパールで屋根を壊す）。

(6) 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

(1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。

(2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。

(3) 木材・パール（木材の太さは10cm以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。

(4) 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

(1) 高所から降りられない人が、はしごを使って救出可能な時ははしごを使う。

(2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。

(3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

①-2 個別訓練（普通救命講習）

日 時 月 日 時から 時まで
 場 所 コミュニティ防災センター
 指 導 者 消防署員 名
 参 加 者 自主防災会 名
 目 的 3時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する
 訓練内容 消防署員指導のもと以下を習得する。

1 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
 観察 異物除去 気道確保 人工呼吸 心肺蘇生
- (2) 止血法
 直接圧迫止血法・止血帯法

【普通救命講習カリキュラム】

項 目	細 目	指導内容	時間	
応急手当の重要性	応急手当の目的	救命 悪化防止 苦痛の軽減	1時間	
	応急手当の必要性	救急車到着までの応急手当の必要性 自主救護の必要性 他人を救うことが自分を救う		
応急手当の対象者とその必要性	観察の必要性	傷病状態の把握による応急手当 応急手当優先順位を決定するための必要性	2時間	
	気道確保の対象者			
	人工呼吸の対象者			
	心肺蘇生の対象者			
救命に必要な応急手当	観察要領	救命観察の手順	生命に直接関係する症状に対する優先順位（意識・呼吸・循環のサインの調べ方）	
	心肺蘇生法 （成人に対する方法）	気道確保	気道確保要領	頭部後屈あご先挙上法 下顎挙上法 回復体位
		人工呼吸法	呼吸吹き込み人工呼吸法	成人を対象として実施する。 受講者によっては、小児、乳児、新生児に対する方法も実施する。 （一方弁付呼吸吹き込み用具による人工呼吸含む。） 感染防止の意義・方法
		心臓マッサージ	心臓マッサージの要領	成人を対象として実施する。 受講者によっては、小児、乳児、新生児に対する方法も実施する。
		異物除去		指交差法、指拭法 側胸下部圧迫法 背部叩打法 ハイムリック法（意識があり気道異物が強く疑われる場合）
		上記を組み合わせた心肺蘇生要領		成人を対象として実施する。 受講者によっては、小児、乳児、新生児に対する方法も実施する。
		効果確認		実技
		止血法	直接圧迫止血法	圧迫点 圧迫要領
止血帯法	位置 巻き方 止血棒による締め方 止血効果 時間記録 感染防止の意義・方法			
合 計 時 間			3時間	

は実習を主体とする

② 総合訓練

日時	月 日 時から 時まで
場所	コミュニティ防災センター
指導者	消防署員 名
参加者	自主防災会 名
目的	1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施 2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得
想定	地方は震度6強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
訓練内容	1 各戸訓練 地震発生（花火合図）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。 2 通報訓練 町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。 3 消火訓練 コミュニティ防災センター周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及びコミュニティ防災センターの資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。 4 避難訓練 自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに コミュニティ防災センターまで避難する。 5 救出・救護訓練 コミュニティ防災センターに避難中、落下物等により負傷した者を救護所（コミュニティ防災センター内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。 6 給食・給水訓練 ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

③ 体験イベント型訓練

日 時 月 日 時から 時まで
 場 所 青少年育成センター
 指 導 者 市役所職員 名、 消防署員 名
 参 加 者 自主防災会 名、 少年消防クラブ 名、保護者 名
 目 的 チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競いあうなどして、楽しみながら消防防
 災の知識を体得する。
 内 容 1 運動会形式

(1) 消火リレー

- ・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用してペットボトルを倒す。
- ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。

(2) 煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル

- ・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

2 体験形式

(1) 心肺蘇生法マスターへの道

- ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。

(2) 避難生活アイデア工作

- ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。

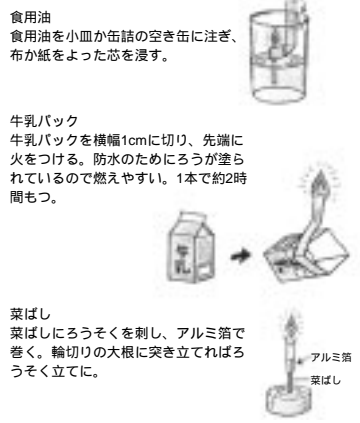
(3) 非常食の試食

- ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。

(4) 防災歩け歩け大会

- ・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。ゴールを防災センター等として、上記イベントと組み合わせて実施する。

こんな物であかりがつくれる！



簡単なる過のしかた



④ 図上訓練

日時	月 日 時から 時まで
場所	ホール
指導者	防災担当部局職員等 名
参加者	自主防災会 名、ボランティア団体 名、市社会福祉協議会 名
目的	さまざまな災害を想定して図上訓練を実施し、実災害に対応できるスキルを養う。
準備	地図、透明シート、油性ペン、ベンジン、ティッシュペーパーなど
訓練内容	<ol style="list-style-type: none">1 「災害想像力ゲーム」的感覚で地域の住宅地図を活用して「地震」・「風水害」などの災害をテーマに設定する。2 参加者は「地方公共団体職員」・「応援に駆けつけた支援者」・「被災地住人」などになりきって演じ、立場に応じた意見を出す（役柄のゼッケンを付ける）3 過去の災害をある程度教訓として反映した被害想定を各々に配布する（その際映像資料などを活用して雰囲気づくりを行う）4 最初に地域における以下のものを書き込み地域の状況把握を行う。 (1) 市区町村役場や学校、消防機関、病院、防災倉庫などの防災拠点 (2) 主要な道路、橋、川 (3) 自宅や地域のシンボリックな建物5 被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。6 次に時間経過とともに変化した災害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。7 最終的に自治体の防災担当部局職員等防災の知識を有する者等の講評を実施して終了する。



自主防災組織整備資機材例

1 情報収集・伝達用具

- (1) ハンドマイク
- (2) 携帯用無線機・受令機
- (3) 携帯用ラジオ
- (4) 腕章

2 初期消火用具

- (1) 消火器（小型・大型）
- (2) 水バケツ
- (3) 砂袋
- (4) 街頭用消火器（小型・大型）
- (5) 可搬式小型動力ポンプ（ホース・管槍含む）
- (6) 防火衣
- (7) ヘルメット
- (8) とび口

3 水防用具

- (1) 救命ボート
- (2) 救命胴衣
- (3) 防雨シート
- (4) シャベル
- (5) ツルハシ
- (6) スコップ
- (7) ロープ
- (8) かけや
- (9) くい
- (10) 土のう袋
- (11) かま

4 救出用具

- (1) パール
- (2) はしご
- (3) 大工道具（のこぎり、かなづち等）
- (4) スコップ
- (5) なた
- (6) ジャッキ
- (7) ベンチ
- (8) ハンマー
- (9) ロープ
- (10) チェーンソー
- (11) エンジンカッター
- (12) チェンブロック

- (13) 斧
- (14) 一輪車
- (15) 鉄パイプ
- (16) 角材
- (17) 防塵マスク
- (18) 防塵メガネ

5 救護用具

- (1) 担架
- (2) 救急セット
- (3) テント
- (4) 毛布
- (5) シート
- (6) 組立式シャワー
- (7) 簡易トイレ

6 避難用具

- (1) 強カライト
- (2) 標旗
- (3) ロープ
- (4) ハンドマイク
- (5) 警笛

7 給食・給水用具

- (1) 炊事用具（炊飯装置、鍋、こんろ等）
- (2) 給水タンク
- (3) ガスボンベ
- (4) ろ水装置
- (5) 配膳用食器

8 訓練用具

- (1) 模擬消火訓練装置
- (2) 訓練用消火器
- (3) 心肺蘇生訓練用人形
- (4) 視聴覚機器（ビデオ教材等）

9 保護用具

- (1) ヘルメット
- (2) 防火衣
- (3) 手袋
- (4) 活動服（難燃）
- (5) 編上靴
- (6) 雨衣

10 照明用具


- (1) 発電機
- (2) 投光器
- (3) 強力ライト
- (4) コードリール
- (5) 燃料

11 その他用具


- (1) テント
- (2) カメラ（スチールカメラ、ビデオカメラ）
- (3) 携帯電話機用充電器
- (4) ビニールシート
- (5) リヤカー
- (6) 簡易収納庫
- (7) 防災倉庫

自主防災組織の装備基準の参考例 300世帯の場合の日置

品名	数量	単位
無線機	1	台
非常用懐中電筒	1	個
非常用ラジオ	10	台
非常用メガホン	10	個
非常用燃料	10	リットル
非常用発電機	2	台
非常用コードリール	1	巻
非常用テント	1	枚
非常用カメラ	1	台
非常用ビデオカメラ	1	台
非常用充電器	1	個
非常用ビニールシート	10	枚
非常用リヤカー	1	台
非常用簡易収納庫	1	個
非常用防災倉庫	1	個



防災倉庫は、町内のここにあります。



一点様を怠らない
 点検の旨を定め、定期的、計画的に、施設、設備、資機材を点検する。
 点検要領を定め、誰でも適正に必要な点検ができるようにする。
 点検は一般の人にまかせず、委員が交代でやる。

点検のポイント

- 非常用発電機の古いもの
- 非常用ラジオの古いもの
- 燃料

- 電池メカホン、懐中電筒、ラジオ、非常用メガホンなど
- メガホン、非常用発電機、非常用燃料など
- ラジオ、非常用燃料、非常用発電機など

- 早めに定期的に行われる。
- 消くなると思いものにならない。
- ていねいに手入れをする。

静岡県：『自主防災組織活動マニュアル』による